

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規集（平成二十年一月五日 第二十七次改訂版）

追補

（その2）

次のように改正されましたので、該当箇所についてご訂正ください。
（改正箇所は、傍線等で示しました。）

○ガス事業法施行令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令……(1)

改正 平成二十年八月一日 政令第二四七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令

(九〇頁 別表第一改正)

別表第一 (第三条関係)

一 (略)

二 液化石油ガスこんろであつて、次に掲げるもの

イ 液化石油ガスを充てんした容器が部品又は付属品として取り付けられる構造のもの

ロ 液化石油ガスの消費量の総和が十四キロワット(ガスオーブンを有するものにあつては、二十一キロワット)以下のものであつて、こんろバーナー一個当たりの液化石油ガスの消費量が五・八キロワット以下のもの(イに掲げるものを除く。)

三 三十二 (略)

(八九頁 平成二六年二月八日 政令第三八八号の附則の次に追加)

附則

(平成二〇年八月一日 政令第二四七号)抄

*政令第二四七号は、「ガス事業法施行令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令」

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 (略)

2 この政令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令別表第一第二号ロに掲げる液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から一年間は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十九条の規定にかかわらず、同法第四十八条の規定による表示が付されていない当該液化石油ガス器具等を販売し、又は販売の目的で陳列することができる。